

鹿角市 福祉医療制度 (マル福)

福祉医療制度とは、高校生世代までのお子様・ひとり親家庭のお子様・一定の障害をお持ちの方を対象に、健康保険が適用となる医療費の一部負担金を助成する制度です。

☆ご確認ください
令和6年8月より、
精神保健福祉手帳1級所持者で
自立支援医療(精神通院)を受給
している方も対象となります

Q1 どの医療機関でも使えますか。

A1 県内の医療機関であれば受給者証を提示するだけでマル福が適用されます。

県外受診の場合は適用されませんので、一度医療費を支払った後で領収書、振込先がわかるものをお持ちの上、市民課または各支所で支給申請の手続きを行ってください。

Q2 健康保険が変わりましたが手続きは必要ですか。

A2 **保険変更の手続きが必要です。**新しい健康保険証と来庁される方の本人確認書類をご用意の上、市民課または各支所で変更手続きを行ってください。

オンラインでマル福の保険変更ができるようになりました。下記 QR コードを読み込んでお手続きをお願いします。

国保の加入・離脱 社会保険の変更



Q3 医療機関の支払いがなくなりますか。

A3 健康保険が適用される医療費が対象です。入院時の食事代や病衣代、予防接種費用、診断書料などは自己負担となります。

Q4 学校や保育園でのケガでも助成されますか。

A4 学校等の管理下でのケガは、日本スポーツ振興センターの災害給付制度の対象となりますので、マル福の助成は受けられません。詳しくは、各学校等の担当者にお問い合わせください。

Q5 所得制限がないのに所得の確認が必要なのですか。

A5 マル福は県から補助を受け、市が実施する事業です。所得判定によって県の補助対象かそうでないか判断しています。所得の確認ができない場合は受給者証を交付できませんので、必ずお手続きください。

申告が済んでおり、同意書を提出いただける方はマイナンバーでの情報連携が可能です。

対象となる方と受給期間

高校3年生までのお子様

所得制限
なし

ひとり親家庭のお子様

所得制限
あり

・0歳から高校3年生までのお子様

【期間】18歳に達する初めの年度末まで

【受給者証有効期間】8月1日から翌年7月31日の1年間

- ・ひとり親家庭の受給条件に該当する方は適宜ご案内いたします
- ・所得制限超となる場合は、「高校3年生までのお子様」に該当となります

一定の障害をお持ちの方

所得制限
あり

【65歳以上の身体障害者手帳4級から6級をお持ちの方】

社会保険本人は対象外です
所得制限があります

【身体障害者手帳1級から3級・療育手帳Aをお持ちの方】

【精神保健福祉手帳1級を持っている方で自立支援医療（精神通院）受給中の方】

社会保険本人も対象ですが所得制限があります

【期間】対象要件に該当している期間

精神保健福祉手帳1級をお持ちの方は自立支援医療（精神通院）の有効期間

お問い合わせ

鹿角市市民部市民課国保医療班

TEL 0186-30-0222 FAX 0186-22-2042

申請方法

新たに受給者となる場合は、交付申請が必要です。
健康保険が変更となった場合も届け出が必要です。

【申請に必要なもの】

- ・受給者となる方の健康保険証
- ・保護者や扶養義務者の所得課税証明書
または必要な方のマイナンバーがわかるもの
（継続して鹿角市にお住まいの方は不要）
- ・児童扶養手当証書、遺族年金証書
- ・障害者手帳
- ・自立支援医療（精神通院）受給者証

所得制限となる金額

扶養人数	ひとり親家庭のお子様	
	父または母の所得額	扶養義務者の所得額
0人	1,940,000円	5,148,000円
1人	2,320,000円	5,397,000円
2人	2,700,000円	5,610,000円
3人	3,080,000円	5,823,000円
扶養人数	一定の障害をお持ちの方	
	本人の所得額	扶養義務者の所得額
0人	2,695,000円	7,387,000円
1人	2,320,000円	7,636,000円
2人	3,455,000円	7,849,000円
3人	3,835,000円	8,062,000円
加算額 (共通)	1人増すごとに 380,000円	1人増すごとに 213,000円